

第5回ガスシステム改革保安対策WG 事務局提出資料 ～保安業務規程について～

平成28年4月

経済産業省 商務流通保安グループ
ガス安全室

I . 保安業務規程の作成・届出のイメージ

保安業務規程の作成・届出のイメージ

- 改正ガス事業法では、ガス小売事業者が「**保安業務規程**」を事業開始前に作成・届出する義務を課すとともに、**経済産業省**がその内容を確認。
- **新規参入者**を含めたガス小売事業者が作成するに当たって**参考**となるよう、**本資料**のとおり規程の記載内容の**イメージ**を示すこととする。また、事業者から届け出られた保安業務規程について、**国**は**本資料**に記載した内容を**参考**に確認していく。
- なお、**本資料**に記載した内容以外にも、事業者が**創意工夫**し、**保安水準**を向上に資する業務を行う場合には、**積極的な記載**が求められる。

保安業務規程の概要

- ① **消費機器の調査・危険発生防止周知等の保安業務**に関する規程（**保安業務規程**）を作成し、事業開始前に**経済産業大臣**に届出（規程変更時も同様の届出を義務付け）。

（保安業務規程の記載事項）

- ◆ 調査・周知の実施方法
- ◆ 社内の責任体制
- ◆ 調査従事者への教育・訓練方針
- ◆ 災害その他非常時における対応 等

- ② **経済産業大臣**は、保安業務の**適正な実施を確保**するため必要があるときは、保安業務規程の**変更命令**を発出。
- ③ **ガス小売事業者・従業者**は保安業務規程の**遵守義務**が課せられる。

改正ガス事業法

（保安業務規程）

第一百六十条 ガス小売事業者は、経済産業省令で定めるところにより、前条の業務（以下この条において「保安業務」という。）に関する規程（以下この条において「保安業務規程」という。）を定め、その事業の開始前に、経済産業大臣に届け出なければならない。

2 （略）

3 経済産業大臣は、保安業務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、ガス小売事業者に対し、保安業務規程を変更すべきことを命ずることができる。

4・5 （略）

Ⅱ. 「保安業務規程」の主な内容（※）について

（※）ただし、今後整備される改正ガス事業法第159条及び第160条関係の省令等によっては、今後本内容を変更する可能性がある。

「保安業務規程案」で整備する項目の目次

第1章 総則

- ・目的、適用範囲

第2章 保安管理体制

- ・保安管理組織、組織系統、保安統括者等の職務
- ・保安業務監督者の選任
- ・保安業務監督者の職務、不在時の措置、解任

第3章 保安に関する教育及び訓練

- ・保安業務監督者・調査員の資格
- ・保安業務に関する教育・訓練
- ・消費機器事故処理に携わる者に対する教育・訓練
- ・ガス漏えい及び導管事故等の覚知に係る教育・訓練

第4章 周知業務の実施方法

- ・危険発生防止周知
- ・緊急保安受付窓口の周知、調査に係る周知

第5章 調査等業務の実施方法

- ・消費機器に関する調査
- ・消費機器に関する調査結果の通知・再調査
- ・不在需要家、立入り拒否需要家の処理
- ・消費機器調査対象機器がない場合の処理
- ・帳簿、調査員による証明書の携帯・提示
- ・調査結果の一般ガス導管事業者への通知

第6章 災害その他非常の場合（ガス漏えい等の緊急時）に行う業務の実施方法

- ・ガス漏えい等の通報に対する措置の実施

- ・ガス漏えい及び導管事故等を覚知したときにとる措置
- ・一般ガス導管事業者がとる措置に対する連携・協力
- ・連携・協力に係る体制整備、事故発生時の体制整備
- ・防災関連機関との連携
- ・別途定める方法による対処、誠実な協議

第7章 大規模災害時に行う業務の実施方法

- ・対策本部の参画及び体制の確立
- ・広報活動
- ・一般ガス導管事業者との連絡方法
- ・対策本部に必要な要員の確保
- ・動員状況の把握と報告
- ・需要家情報の共有、資機材の整備
- ・災害対応に関する教育及び訓練
- ・一般ガス導管事業者が行う教育及び訓練の参加
- ・詳細等の協議

第8章 その他保安に関し必要な事項

- ・自主保安に関する業務
- ・ガス工作物の施設の操作その他の変更に関する承諾

第9章 保安記録

- ・記録、保存期間

第10章 雑則

- ・この規程の改正
- ・この規程に違反した者に対する措置

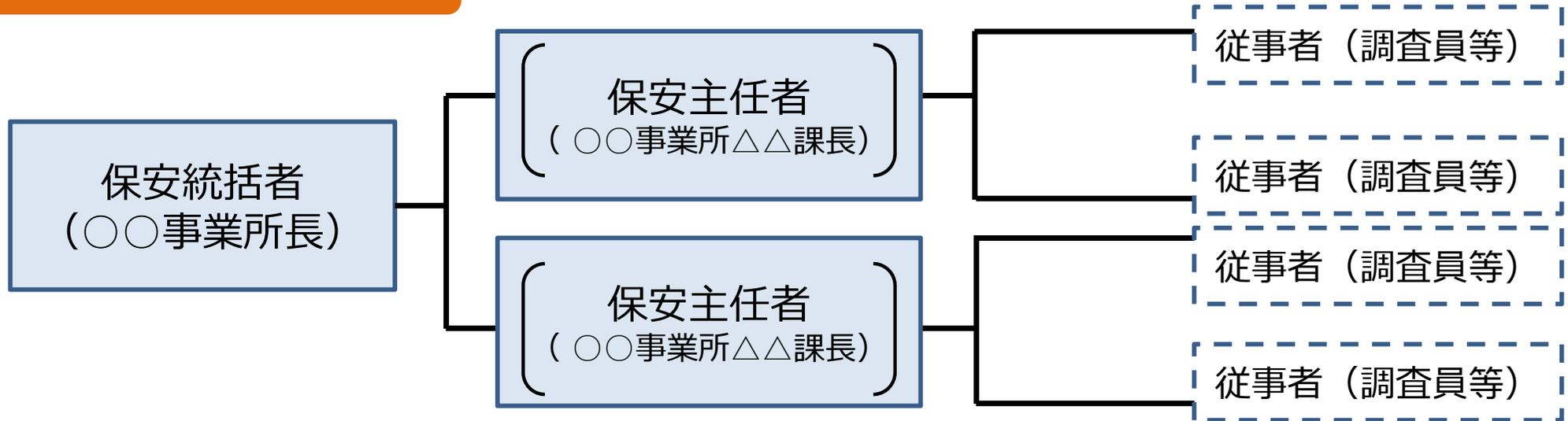
(※) この他、具体的な組織系統、技術基準等を示す別表、調査結果を記載する帳簿の様式等を規定することが想定。

第2章 保安管理体制

項目	主な内容
保安管理組織、組織系統	<p>◇保安業務を管理する事業所ごとに、事業所の長をもって「保安統括者」とする。また事業所の「課、係又はこれに準ずる単位」ごとに、必要に応じて保安主任者を置く。具体的な組織系統は、保安業務規程の別表で明確に定める。</p>
保安統括者等の職務	<p>◇保安統括者は、(i) 事業所の全ての保安業務を統括管理し、(ii) 保安業務監督者の意見を尊重し、これに基づく改善策の実施に努める。</p> <p>◇保安主任者は、(i) 保安計画の作成、(ii) 諸規程の制定及び改廃の立案 (iii) 教育及び訓練計画の作成・実施、(iv) 記録確認等を担う。</p>
保安業務監督者の選任	<p>◇保安業務の監督に当たらせるため、事業所ごとに、保安業務監督者を選任する。</p> <p>◇保安業務監督者には、原則保安統括者又は保安主任者に選ばれた者をもって充てる。</p>
保安業務監督者の職務等	<p>◇保安業務監督者は、(i) 保安計画の審査、(ii) 諸規程の制定及び改廃に意見を述べる、(iii) 事故内容の審査、(iv) 所管官庁に提出する報告書の審査、(v) 立入検査の対応、(vi) 教育計画の審査、(vii) 保安統括者でない場合には、保安統括者への助言等を担う。</p> <p>◇保安業務の従事者は、保安業務監督者による指示を遵守しなければならない。</p>
保安業務監督者不在時	<p>◇保安統括者は、保安業務監督者が病気その他やむを得ない事情により不在となる場合には、保安業務監督者の代行者をあらかじめ指名。</p>

第2章 保安管理体制のイメージ

保安管理組織の系統



(※) ガス小売事業者の規模等の実態によっては、保安主任者を設けず、保安統括者が直接に従事者に対する指揮等を行う場合もある。
 (※) 保安業務監督者には、保安統括者又は保安主任者をもって充てる。(※) 従事者（調査員、周知員など）は、委託先の従業員でも可。

保安業務監督者に必要な知識

【参考】（一財）日本ガス機器検査協会による講習案（3日間程度を想定）

- ①ガス事業関係法令（保安関係）
- ②ガスに関する物理及び化学理論
- ③周知、調査その他の保安業務に関する技術
- ④ガス器具の構造及び機能

科目名	主な教育内容
法令に関する知識	ガス小売事業者が消費機器調査などの保安業務を行う上で遵守すべき関係法令に関する知識
ガス及びガス消費機器に関する知識	ガスの燃焼、ガス消費機器の分類・構造、燃焼器の給排気方式などに関する知識
消費機器調査・周知その他保安業務に関する知識	ガス小売事業者がガス需要家に対して行う ガス消費機器の調査・周知業務等の保安業務に関する知識
修了試験	上記の3科目から出題

第3章 保安に係る教育及び訓練

項目	主な内容
保安業務監督者の資格	◇保安業務監督者には、(i) ガス主任技術者免状を有する者 、(ii) 保安業務の監督に必要な知識を有する者 のいずれかのうちから選任する。
調査員の資格	◇ 調査員（調査業務の従事者） は、(一社)日本ガス協会が行う 消費機器調査員資格を有する者 等をもって充てる。
保安に係る教育・訓練	◇ 保安業務の従事者 に対し、日常の業務を通じて保安に関する教育及び訓練を行うほか、以下について 毎年作成する計画により教育・訓練を実施 。 (i) 保安業務に関する 知識・技能の習得向上 (ii) 保安業務に従事する者としての 基本的心構え等保安意識の徹底強化 (iii) 事故時・非常災害時の措置 (iv) 消防法令等火災予防 等
消費機器事故処理に携わる者に対する教育・訓練	◇ 消費機器事故等の処理に携わる者 に対しては、上述の教育・訓練に加えて、以下の項目に関する事項につき、 毎年作成する計画により教育・訓練を実施 。 (i) 消費機器事故等に対する措置に関する 知識・技能の習得向上 に (ii) 消費機器事故等の処理業務の従事者としての 基本的心構えその他保安意識の徹底強化 等
ガス漏えい及び導管事故等の覚知に係る教育・訓練	◇ 調査業務等・電話窓口業務の従事者 に対し、以下の事項につき、 毎年作成する計画により、ガス漏えい及び導管事故等を覚知した場合や、需要家からその事実を通知された場合にとるべき行動に関する教育・訓練を実施 。 (i) ガス漏えい及び導管事故等を覚知し、需要家からその事実を通知された場合において、 一般ガス導管事業者に対する通報 (ii) ガスメーターコックの閉止方法 (iii) マイコンメーターの復帰方法

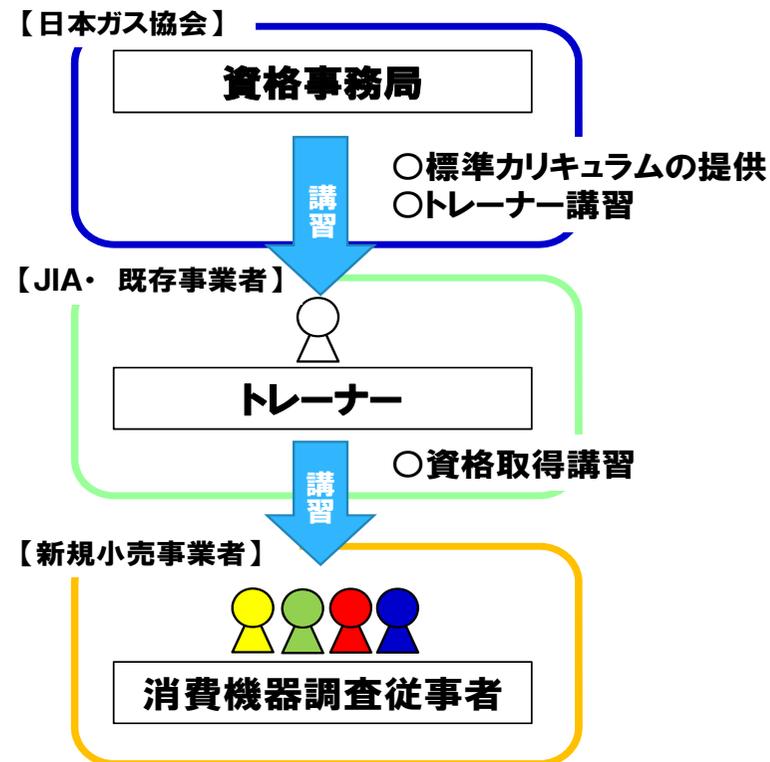
第3章 保安に関する教育及び訓練のイメージ（1）

【参考】（一社）日本ガス協会による「消費機器調査員資格（案）」のイメージ

講習内容のイメージ（21時間程度）

資格名		（仮称）消費機器調査員	
可能となる作業		・消費機器調査（省令化予定の開栓業務機会での調査も含む）	
教育内容（認定範囲）	共通内容	①基礎知識	・ガス小売事業者として必要な基礎知識 注)
		②消費機器調査（法定）	・ガス事業法第159条第2項に定めるガス消費機器調査に関する事項
		③自主保安	・保安業務規程へ必須記載の自主保安3項目 1. 接続具の確認 2. 不燃防無し小型湯沸器の排ガスCO測定 3. 業務用換気警報器の設置促進
	④事業者独自自主保安	・ガス小売事業者独自の自主保安項目 等	

新規参入のガス小売事業者に対する講習イメージ



注）従来の基礎知識に加え、ガス小売事業者として必要なガス漏えい時の対応やマイコンメーター対応、災害時復旧対応等の基礎知識に関する講習を①基礎知識にて行う。

第3章 保安に関する教育及び訓練のイメージ（2）

現在実施されている教育及び訓練

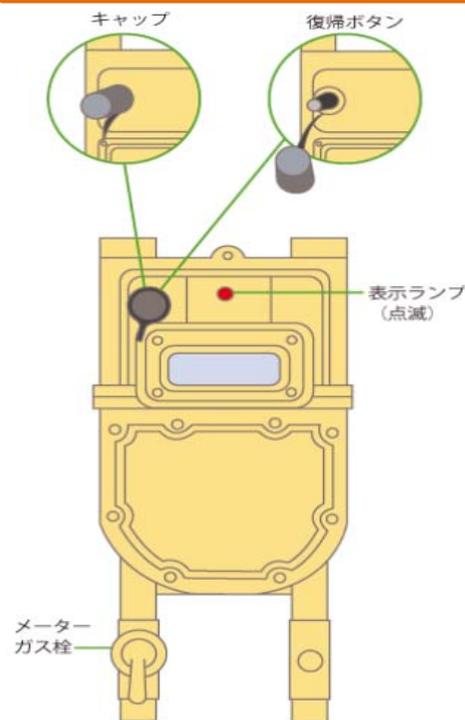
- 各自の担当業務遂行に必要なスキルを高める教育・訓練に加え、以下の項目等について定期的に教育を実施（委託先の従業員含む）

- ✓ ガス事業法等の目的・意義
- ✓ 過去の重大な事故事例
- ✓ 大規模災害時の体制・動員基準 など

【参考】Web教材を用いた自席での学習および集合教育



マイコンメーターの復帰操作



(i) 器具栓を閉じ、または運転スイッチを切ることにより、全てのガス機器を止める。

(ii) 復帰ボタンのキャップを手で左に回し、キャップを外す。

(iii) 復帰ボタンをしっかりと押し、表示ランプが点灯したらゆっくり手を離す。

(iv) 約3分間後、赤ランプの点滅が消えていれば、**ガスの復帰が完了。**

【参考】デモ機を用いたマイコンメーター復帰操作の教育



第4章 周知業務の実施方法

項目	主な内容
危険発生防止周知	<ul style="list-style-type: none"> ◇ <u>需要家に対するガス使用の注意事項の周知</u>に関し、法令に定める周知項目や周知頻度に基づき、<u>適切な計画を立てて実施</u>する。 ◇ <u>周知は書面配布により行うことが原則</u>であるが、<u>需要家の承諾を得た場合</u>には、周知書面に記載すべき事項を<u>情報通信技術を利用する方法により提供</u>することができる。ただし、当該方法により提供した場合であっても、<u>需要家から求めがあった場合には書面を配布</u>する。 ◇ 定期的な周知の他に、新聞、雑誌その他の刊行物に掲載する広告、文書の掲出・頒布、巡回訪問などにより広く周知を行い、ガス使用に伴う危険の発生防止に努める。
緊急保安受付窓口の周知	<ul style="list-style-type: none"> ◇ <u>一般ガス導管事業者の緊急保安受付窓口の周知</u>を実施するに当たっては、<u>あわせてガス小売事業者の一般的な相談窓口の連絡先も周知</u>する。 ◇ 緊急時の連絡に関する周知方法については、<u>あらかじめ一般ガス導管事業者と協議</u>して決める。
調査に係る周知	<ul style="list-style-type: none"> ◇ <u>需要家がガス小売事業者を切り替えた際には、切替えのタイミングから消費機器調査を実施する責任主体が変更</u>される。そこで、ガス小売事業者は、<u>ガスの使用の申込みを受け付けたときに実施する周知</u>の中で、あわせて<u>調査の責任主体が自社となったことを需要家に知らしめる</u>。

第4章 周知業務の実施方法のイメージ

危険発生防止周知の例

一般周知 全需要家



個別周知 特定の機器を持つ需要家



緊急保安受付窓口の周知

ガス臭いと感じたときはすぐに
一般ガス導管事業者へご連絡ください。

ガス漏れは**火災**や**爆発**のおそれがあり**危険**です。

屋外、共用部、お部屋の中などで、ガス臭いときや警報器が鳴っているときは、すぐに〇〇ガスの**ガス漏れ通報専用電話**へご連絡ください。

お問合せ先	ガスご使用場所	一般お問合せ先	ガス漏れ通報専用電話
〇〇県	〇〇市、△△市、□□市	000-000-0000	000-000-0000
	〇〇区、△△区、□□区	000-000-0000	
	〇〇町、△△町、□□町	000-000-0000	
	〇〇村、△△村、□□村	000-000-0000	
△△県	〇〇市、△△市、□□市	000-000-0000	000-000-0000
	〇〇区、△△区、□□区		
	〇〇町、△△町、□□町		
	〇〇村、△△村、□□村		
□□県	〇〇市、△△市、□□市	000-000-0000	000-000-0000
	〇〇町、△△町、□□町		
	〇〇村、△△村、□□村		

ガス小売事業者の一般的な相談窓口を記載

一般ガス導管事業者の緊急保安受付窓口を記載

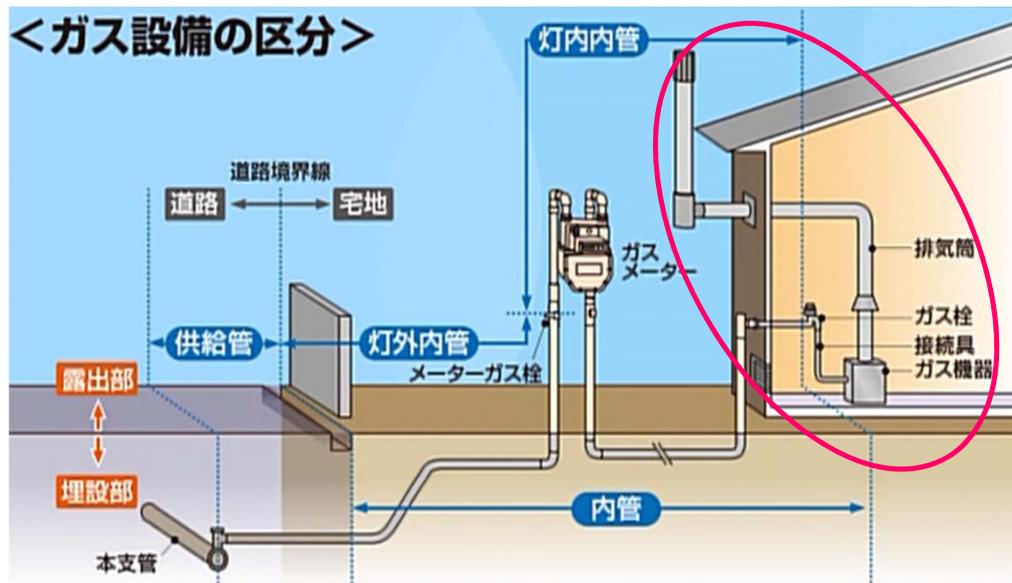
電話受付時間：0:00~0:00（ガス漏れ専用電話は24時間受付）
内管工事などのお問合せについては、こちらの一般ガス導管事業者の窓口にご連絡ください。
000-000-0000

第5章 調査等業務の実施方法

項目	主な内容
消費機器に関する調査	<p>◇<u>消費機器の技術基準適合性の調査</u>に関し、調査対象機器の有無を確認するとともに、法令に定める調査項目や調査頻度に基づき、<u>適切な計画を立てて実施</u>する。</p> <p>◇<u>開栓を伴わないスイッチの場合</u>であって、<u>一般ガス導管事業者経由で直近の調査結果を引き継いだ場合</u>には、<u>供給開始時の調査を要しない</u>。ただし、<u>需要家の承諾を得られない場合には、調査を実施</u>しなければならない。</p>
消費機器に関する調査結果の通知・再調査	<p>◇<u>消費機器調査の結果、技術基準不適合の場合</u>には、技術基準に適合するためにとるべき措置、その措置をとらなかった場合に生ずべき結果を<u>需要家に通知</u>する。さらに、その通知の日から1月を経過した日以後5月以内に<u>再び調査</u>する。</p>
不在需要家・立入り拒否 需要家の処理	<p>◇調査の際、<u>不在のため調査できなかった需要家</u>には、<u>再度訪問</u>して調査を行う。需要家が調査場所への<u>立入を拒否した場合には、調査の目的を十分に説明</u>し、承諾を得るよう努める。</p>
調査員による証明書の 携帯・提示	<p>◇<u>調査員</u>は、<u>常にその身分を示す証明書</u>を携帯し、関係者の請求があったときは提示。</p>
調査結果の一般ガス導管事業者への通知	<p>◇<u>調査が完了した日</u>以後遅滞なく、需要家の承諾を得て、<u>調査結果を一般ガス導管事業者</u>に通知する。また、<u>通知について承諾を得られなかった場合</u>には、<u>需要家に目的を十分に説明</u>するとともに、それでも承諾が得られない場合には、<u>その旨を一般ガス導管事業者</u>に通知する。</p> <p>◇調査結果の通知の際には、一般ガス導管事業者の<u>内管保安・緊急保安を適正かつ円滑に実施するために必要な消費機器情報があれば、あわせて提供</u>するよう努める。</p>

第5章 調査等業務の実施方法のイメージ

消費機器調査のイメージ



給排気不備の場合の通知例

(様式14) 給排気設備改善のお願い (初回・再調査)

(記) 様 (調査年月日 年 月 日)

本日、お客様のガス器具およびガス機器の給排気設備について調査させていただきましたところ、下記事項 (〇印) に不備があります。このままご使用されますと一酸化炭素 (CO) 中毒になり、症状が重い場合、死亡事故につながるおそれがありますので、緊急改善をよろしくお願いいたします。なお、不明な点がありましたら下記お問い合わせください。

給排気設備等不備項目	対象機器		
	ふろ	湯沸き器	
給排気設備	なし		
自然排気	排気口	材質・口径・先端形状・はずれ・穴あき	
	逆止	なし・位置	
強制排気	排気口	材質・先端形状・はずれ・穴あき	
	排気筒	自動差断装置・排気あふれ・ホコリ詰まり	
排気フード	用途・適用条件		
換気扇	能力・位置・作動		
給排気口	給気口	面積・位置	
	排気口	面積・位置	
排気フード	用途		
排気口	面積・位置		
逆止	面積・位置・高さ		
窓 (元形式のみ)	開放・面積・位置・高さ		
密閉換気式機器の給排気	換気適量併設部・先端形状・材質		
強制排気式特定機器	逆断時検知・逆断時検知・スワッチ・回収対象・ホコリ詰まり		

(備考)
 (特定行政庁検査時等の記載例)
 メーカーに連絡してありますので、メーカーによる点検が終わるまで、ご使用にならないようお願いします。

※この設備がお客様ご自身のものでない場合は、所有者の方と設備についてご相談します。

所在地 ○ ○ ガス
 電話番号
 担当者

(記) ●印は付、○印または付はガス機器販売店にご相談ください。

自然排気式機器の設置方法

- ・排気口は必ず換気扇 (換気扇併設型) に設置してください。
- ・換気扇、換気扇等の換気能力が不足しないようにしてください。
- ・換気扇は必ず換気扇として、換気扇として設置してください。
- ・換気扇の能力は必ず換気扇の換気能力を確保してください。
- ・換気扇の能力は必ず換気扇の換気能力を確保してください。
- ・換気扇の能力は必ず換気扇の換気能力を確保してください。

密閉換気式機器の設置方法

- ・密閉換気式機器は必ず換気扇 (換気扇併設型) に設置してください。
- ・換気扇、換気扇等の換気能力が不足しないようにしてください。
- ・換気扇は必ず換気扇として、換気扇として設置してください。
- ・換気扇の能力は必ず換気扇の換気能力を確保してください。
- ・換気扇の能力は必ず換気扇の換気能力を確保してください。
- ・換気扇の能力は必ず換気扇の換気能力を確保してください。

強制排気式機器の設置方法

- ・強制排気式機器は必ず換気扇 (換気扇併設型) に設置してください。
- ・換気扇、換気扇等の換気能力が不足しないようにしてください。
- ・換気扇は必ず換気扇として、換気扇として設置してください。
- ・換気扇の能力は必ず換気扇の換気能力を確保してください。
- ・換気扇の能力は必ず換気扇の換気能力を確保してください。
- ・換気扇の能力は必ず換気扇の換気能力を確保してください。

自然排気式機器 (CF式) 以外の改善方法例

強制排気方式 (FF方式) 強制排気方式 (FE方式) バランス型 (FF+DF方式) 壁付式 (BF式)

※外から取り入れられた空気は、換気扇・換気扇に排出する必要があります。

※ファンによって換気ガスは、換気扇・換気扇に排出する必要があります。

※外から取り入れられた空気は、換気扇・換気扇に排出する必要があります。

※ガス機器を壁面に設置する場合は、換気扇・換気扇に排出する必要があります。



第6章 災害その他非常の場合（ガス漏えい等の緊急時）に行う業務の実施方法

項目	主な内容
<p>ガス漏えい等の通報に対する措置の実施</p>	<p>◇<u>ガス小売事業者の一般的な相談窓口</u>に、<u>需要家からガス漏えい等の通報</u>を受けた場合には、<u>一般ガス導管事業者の緊急保安受付窓口の連絡先を通知</u>し、当該窓口への速やかな通報を促す。</p> <p>◇また、<u>マイコンメーター作動によるガスの出不良の通報</u>を受けた場合は、<u>需要家に対し操作方法を通知して操作を促す</u>とともに、必要に応じて<u>一般ガス導管事業者の緊急保安受付窓口の連絡先を通知</u>。</p>
<p>ガス漏えい・導管事故等を覚知したときにとる措置</p>	<p>◇<u>消費機器調査中に、調査員がガス漏えい等を覚知</u>したときには、メーターガス栓の閉止、マイコンメーターの復帰操作など<u>必要な措置を行う</u>とともに、<u>速やかに一般ガス導管事業者の緊急保安受付窓口へ通報</u>。</p>
<p>一般ガス導管事業者がとる措置に対する連携及び協力</p>	<p>◇<u>ガス小売事業者</u>は、<u>一般ガス導管事業者による緊急保安に関する需要家からの苦情・問合せに原則対応</u>する。また、<u>一般ガス導管事業者とともに処理すべき場合には、一般ガス導管事業者に連絡の上、共同して対処</u>する。</p> <p>◇他方、<u>需要家の苦情・問合せ</u>について、<u>一般ガス導管事業者以外が処理することが困難な場合は、一般ガス導管事業者に対応を引き継ぐ</u>。</p> <p>◇一般ガス導管事業者がとる<u>緊急保安の妨げとなる行為を行なわない</u>。</p>
<p>連携・協力、事故発生時の体制整備</p>	<p>◇緊急時に備え、<u>一般ガス導管事業者との連絡を常時可能とし、あらかじめ当該窓口の連絡先を一般ガス導管事業者に通知</u>する。事故報告に関する業務についても同様。</p>
<p>別途定める方法による対処、誠実な協議</p>	<p>◇緊急時の対応方法について、一般ガス導管事業者との協議により別途方法を定めた場合には、当該方法により対処する。</p> <p>◇一般ガス導管事業者から上記以外の<u>協力依頼があったときは誠実に協議に応じる</u>。</p>

第6章 ガス漏えい等の緊急時に行う業務の実施方法のイメージ

ガス漏れ等の緊急時対応の業務フロー



ガス小売事業者の役割

- ・自社の一般的な相談窓口にて、需要家からガス漏えい等の通報を受けた場合には、緊急保安受付窓口の連絡先を通知し通報を促す。
- ・マイコンメーター作動によるガスの出不良の通報を受けた場合は、需要家に対し操作方法を通知して操作を促す。必要に応じて、緊急保安受付窓口の通報を促す。

- ・消費機器調査中にガス漏えい等を覚知したときには、メーターガス栓の閉止、マイコンメーターの復帰操作など必要な措置を行うとともに、速やかに一般ガス導管事業者の緊急保安受付窓口へ通報。

- ・緊急時に備え、あらかじめ当該窓口の連絡先（携帯番号等）を一般ガス導管事業者へ通知し、常時連絡可能とする。（必要があれば、一般ガス導管事業者から当該連絡先に連絡がある。）

- ・ガス小売事業者は、一般ガス導管事業者による緊急保安に関する需要家からの苦情・問合せに対し、原則まずは対応する。

- ・消費機器・ガス栓操作に起因する事故の場合には、産業保安監督部長に事故報告する。

第6章 ガス漏えい等の緊急時に行う業務の実施方法のイメージ

【参考】一般ガス導管事業者によるガス漏れ等の緊急時対応のイメージ

緊急保安受付・指令室



緊急車両



現場状況の把握



漏えい調査 (灯内内管)



配管の位置調査



修理



第7章 大規模災害時に行う業務の実施方法（1）

項目	主な内容
対策本部の参画及び体制の確立	<ul style="list-style-type: none"> ◇ <u>大規模災害時業務を優先</u>し、あらかじめ一般ガス導管事業者と協議して定めた基準に基づき、<u>一般ガス導管事業者が設置した対策本部に参画</u>。対策本部には、「<u>顧客対策隊</u>」に必要な要員を供出する。 ◇ 原則、対策本部に置かれた<u>対策本部長</u>（対策本部長が不在となる場合にあっては、本部長代行者。）の<u>指示のもと、必要な業務を行う</u>。 ◇ 対策本部に供出した要員を必要に応じて援助し、又は対応が長期化した場合における交代要員の確保等の<u>後方支援ができる体制を確立</u>。
広報活動	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 需要家に対し<u>発生直後、ガスの供給停止時、復旧作業中及び復旧完了時の各時点</u>において、一般ガス導管事業者とともに、<u>その状況に応じた広報活動</u>を行う。
一般ガス導管事業者との連絡方法	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 大規模災害業務に関し<u>一般ガス導管事業者と相互の情報連絡</u>が行えるよう、あらかじめ<u>連絡系統、連絡担当者等</u>を取り決め、<u>定期的に共有</u>する。
対策本部に必要な要員の確保	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 対策本部において従事する<u>業務の種類・要員規模等の詳細</u>は、あらかじめ<u>一般ガス導管事業者と協議して定める</u>。 ◇ あらかじめ対策本部への<u>要員予定者</u>を定め、<u>一覧表を作成し定期的に共有</u>する。 ◇ <u>委託先の従業員を要員予定者とする場合</u>には、委託先に対して確認し、<u>他のガス事業者の要員予定者一覧表と重複していない者</u>をもって充てる。
動員状況の把握と報告	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 大規模災害時には、速やかに<u>対策本部への要員予定者の動員状況を一般ガス導管事業者</u>に報告する。

第7章 大規模災害時に行う業務の実施方法（2）

項目	主な内容
需要家情報の共有	◇大規模災害時に備え、あらかじめ救急指定病院など 社会的重要度が高い需要家の一覧表を作成し、一般ガス導管事業者と定期的に共有 する。
資機材の整備	◇電話回線、非常用電源設備、パソコン、通信設備その他 必要な資機材を整備 し、あらかじめ 一般ガス導管事業者に対し、整備状況を共有 する。
災害対応に関する教育・訓練	◇ 自社の要員予定者 に対し、 毎年作成する計画により教育及び訓練を実施 する。 具体的な内容は、以下のとおり。 （i）動員基準及び動員方法 （ii）安否の確認 （iii）大規模災害業務として行う役割 （iv）指揮命令系統、対策本部との連絡方法、連絡先 （v）動員状況の情報の把握、一般ガス導管事業者への情報提供・交代要員等 （vi）その他大規模災害業務に関し必要な事項
一般ガス導管事業者が行う教育・訓練の参加	◇自社の要員予定者を、 一般ガス導管事業者が実施する合同教育・合同訓練に参加 させる。
詳細等の協議	◇大規模災害の場合における ガス小売事業者がとるべき措置の詳細は、あらかじめ一般ガス導管事業者と協議して定める 。 ◇一般ガス導管事業者から上記以外の 協力依頼 があったときは、 誠実に協議 に応じる。

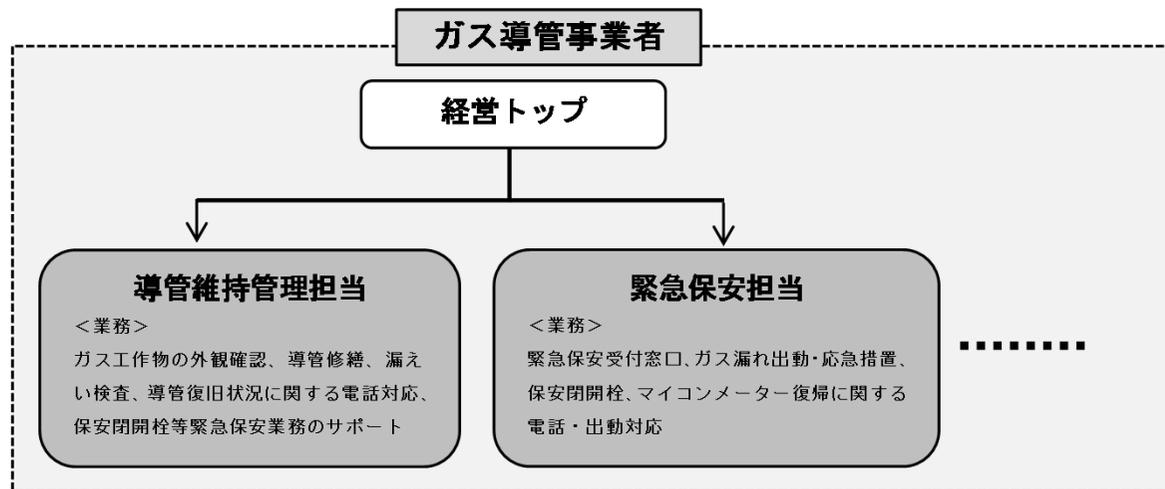
第7章 大規模災害時に行う業務の実施方法のイメージ（1）

大規模災害発生時におけるガス小売事業者に対する参集基準

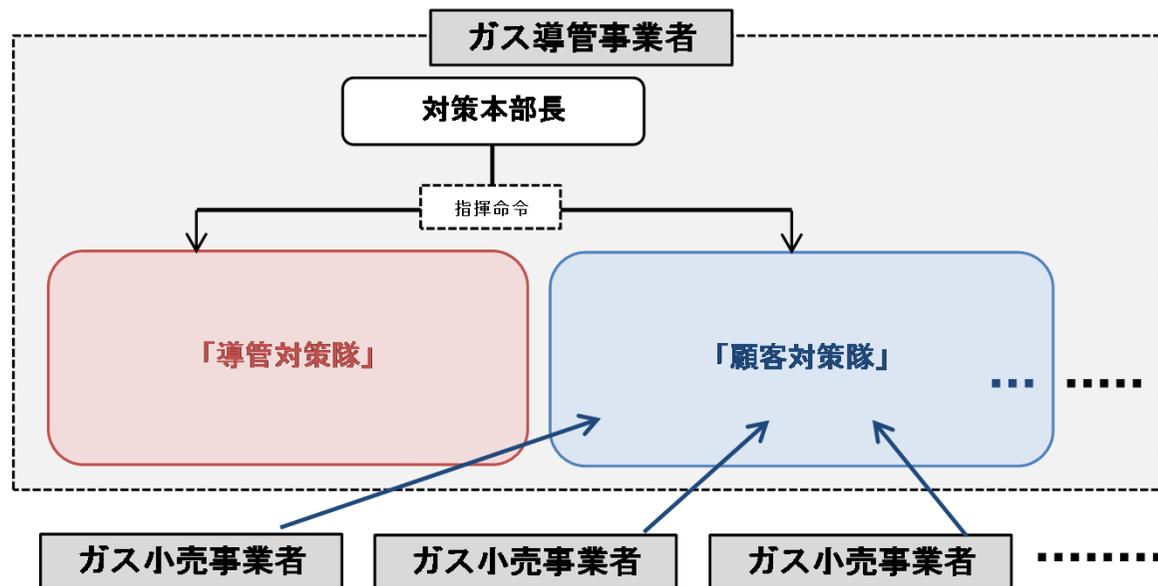
小規模災害時 (震度4以下の地震)、 供給支障対応等	平常時の体制 #1
大規模災害が発生し、 又は発生するおそれがあるとき (震度5弱の地震等)	平常時の体制 #1 → 導管事業者から要請 があれば、大規模災害 時の特別体制 #2に移行 (必要に応じて指定要 員参集)
大規模災害が発生し、 又は発生するおそれがあるとき (震度5強以上の地震等)	大規模災害時の 特別体制 #2 (指定要員の自動参集)

(※) 小規模災害時等においても、一般ガス導管事業者が協力要請に行う場合は、ガス小売事業者は誠意を持って協議することが望ましい。

#1 平常時の体制（基本イメージ）



#2 大規模災害時の特別体制（基本イメージ）



第7章 大規模災害時に行う業務の実施方法のイメージ（2）

【参考】一般ガス導管事業者の対策本部における大規模災害時対応のイメージ

対策本部の事務局



臨時の電話受付（顧客対策隊）



ガス漏れ出動（導管対策隊）



復旧作業（導管対策隊）



閉開栓作業（顧客対策隊）



第7章 大規模災害時に行う業務の実施方法のイメージ（3）

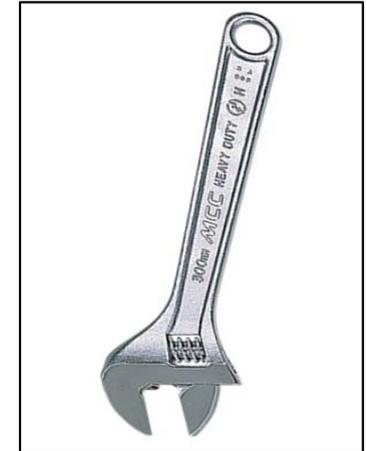
大規模災害時対応に備えた資機材の事例

回線形態	回線種別	災害時に有効な通信手段
有線	一般回線	災害時優先固定電話 インターネット
	専用回線	専用回線電話
無線	一般回線	災害時優先携帯電話 衛星携帯電話
		MCA無線
	専用回線	自営固定・移動無線 衛星通信

災害時有線電話



モンキーレンチ



一般ガス導管事業者による合同教育・訓練のイメージ

総合防災訓練



防災教育



需要家広報の事例

もしも地震が起きたら

① まずは身の安全を確保しましょう

まずは机の下に身を隠すなどをしてください。揺れ5相当以上の地震の場合は、ガスメーター（マイコンメーター）が自動的にガスを遮断します。あわてず落ち着いて行動しましょう。



② 揺れがおさまったらガスの火を消してください。

ガス機器を使用していた場合、器具栓を閉めて火を消し、ガス栓も閉めてください。



③ 地震のあと、ガスをふたたび使うとき

- 次のことを確認してください。
- ガス機器周囲でガスの臭いがないか
- ガス機器本体に変形・破損等異常がないか
- 燃気式など屋内外の燃焼気設備の確認をしてください。（外れ・凹み・腐食がないか可能な範囲で目視確認してください。）
- ガス接続員が正しく接続されているか確認してください。（接続員に外れがないか目視確認してください。）



第8章 その他保安に関し必要な事項

項目	主な内容
自主保安に関する業務	<p>◇自主保安業務として、以下の業務を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> (i) 全ての需要家に対して、燃焼器とゴム管等との接続を確認 (ii) 不完全燃焼防止装置のない開放型小型ガス瞬間湯沸器に対して、排ガス中の一酸化炭素濃度を測定 (iii) 飲食店の需要家に対する業務用換気警報器の設置促進 <p>◇上記以外の自主保安業務についても、内部で規程を作成して実施する。</p>
ガス工作物の施設の操作その他の変更に関する承諾	<p>◇ガス工作物の施設の操作その他の変更については、当該ガス工作物の保安責任を有する一般ガス導管事業者と協議し、承諾を得ておく。</p>

保安業務規程に記載すべき自主保安項目の実施イメージ

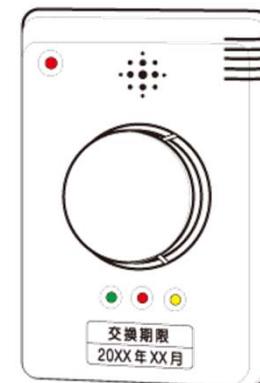
燃焼器の接続確認



小型湯沸器の一酸化炭素測定



業務用換気警報器の設置促進



第9章 保安記録

項目	主な内容
記録、保存期間	<ul style="list-style-type: none">◇ <u>調査・周知について記録を作成</u>し、次に調査・周知が実施されるまでの間、保存する。◇ <u>消費機器に係る事故について記録を作成</u>し、10年間、保存する。

第10章 雑則

項目	主な内容
この規程の改正	◇ <u>保安業務規程を改正</u> するときは、 <u>保安業務監督者の意見</u> を聴かなければならない。
この規程に違反した者に対する措置	◇ <u>保安業務規程に違反した者に対する措置</u> について、内部規程であらかじめ定めておく。

保安業務規程に関する論点

- 保安業務規程に関する主な論点としては、以下の4つが存在。

保安業務規程に関する論点

①「モデル保安業務規程」の規定ぶりについて

- ・ガス小売事業者が保安業務規程を作成するに当たって参考となるよう、国として作成・公表を予定している「モデル保安業務規程」については、逐条単位で示していくことが必要か。

(※)「モデル保安業務規程」第2章及び第3章各条のイメージとしては、別紙に掲げる内容を想定している。

②事業類型別などに応じた「モデル保安業務規程」の提示について

- ・「モデル保安業務規程」を作成する場合には、例えば一般ガス導管事業者から託送供給を受けるガス小売事業者と、旧簡易ガス事業に相当する事業を営むガス小売事業者とは、事業実体上も異なると考えられるところ、事業類型別などの「モデル保安業務規程」を提示するべきか。

③各ガス小売事業者の創意工夫を活用した保安確保について

- ・「モデル保安業務規程」を作成する場合には、各ガス小売事業者が画一的な内容の規程を作成することが想定されるが、本WG「中間的整理」でとりまとめた内容や、保安の確保上必要な内容をモデル規程で明示するとともに、調査実務や自主保安業務など各事業者の創意工夫が期待される箇所については、各事業者の内部規程に記載させることとしてはどうか。

④ガス小売事業者による保安業務規程の遵守に係る担保について

- ・改正ガス事業法第160条第4項の規定により、ガス小売事業者は保安業務規程の遵守義務が課せられている。国は、立入検査やガス小売事業者に係る保安状況調査等の機会を通じて、ガス小売事業者の遵守状況を確認していくこととしてはどうか。また、ガス小売事業者においては、保安業務監督者がその実施状況を把握することとしてはどうか。

第2章 保安管理体制

(保安管理組織)

第A条 保安業務を管理する者の組織は、次の各号に定めるところによる。

- 一 保安業務を管理する事業所（以下「事業所」という。）には、保安統括者を置き、当該事業所の長をもって充てる。
- 二 事業所には、「課、係又はこれに準ずる単位」ごとに必要に応じて保安主任者を置く。

(組織系統)

第B条 前条に定める保安組織系統は、別表に定めるところによる。

(保安統括者等の職務)

第C条 第A条に規定する保安管理組織における保安に関する職務は、次の各号に定めるところによる。

- 一 保安統括者は、次に掲げる職務（保安主任者を置かない事業所にあつては、次号に定める保安主任者の職務を含む。）を行う。
 - イ 事業所の全ての保安業務を統括管理する。
 - ロ 第D条に規定する保安業務監督者の意見を尊重し、これに基づく改善策の実施に努める。
- 二 保安主任者は、保安業務に関し、保安統括者の指示により、次に掲げる職務を行うとともに、保安業務に従事する者（保安統括者及び他の保安主任者を除く。）を指揮する。
 - イ 保安業務に関する保安のための計画を作成する。
 - ロ 保安業務に関する諸規程の制定及び改廃について立案する。
 - ハ 事故内容の審査に参画する。
 - ニ 法又は法に基づく命令の規定により所管官庁に提出する報告書のうち、保安業務に関するものについての審査に参画する。
 - ホ 教育及び訓練の計画のうち、当該事業所に係るものを作成し、必要な場合には実施する。
 - ヘ 保安業務に係る記録を確認する。

(保安業務監督者の選任)

第D条 保安業務の監督に当たらせるため、事業所ごとに、第H条に規定する者のうちから、保安業務監督者を選任する。

- 2 保安業務監督者には、原則として、保安統括者又は保安主任者に選ばれた者をもって充てる。

(保安業務監督者の職務等)

第E条 保安業務監督者は、法、法に基づく命令及びこの規程を遵守して、保安業務の監督を誠実にを行うことを任務とし、次の各号に定める職務を遂行する。

- 一 保安業務監督者が保安統括者でない場合は、保安業務に関し、保安上必要なときには、保安統括者に対し具体的な措置等につき意見具申及び助言を行う。
 - 二 保安業務に関する保安のための計画を審査する。
 - 三 この規程の改正又は保安業務に関する諸規程の制定及び改廃に際して必要な場合には意見を述べる。
 - 四 事故内容を審査する。
 - 五 法又は法に基づく命令の規定により所管官庁に提出する報告書のうち、保安業務に関するものを審査する。
 - 六 原則として、所管官庁が法第172条第1項の規定により行う立入検査に立会う。
 - 七 保安業務に関する教育の計画を審査する。
 - 八 この規程の実施状況の把握に努める。
- 2 保安業務監督者は、職務遂行上必要な場合には、保安関係の資料の提出を求めることができる。
- 3 保安業務に従事する者は、保安業務監督者がその保安のためにする指示に従う。

(保安業務監督者不在時の措置)

第F条 保安統括者は、保安業務監督者が病気その他やむを得ない事情により不在となる場合には、その職務を代行する者（次項において「代行者」という。）をあらかじめ指名しておく。

- 2 代行者は、保安業務監督者の不在時には、保安業務監督者に指示された職務を誠実に遂行する。

(保安業務監督者の解任)

第G条 保安業務監督者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、解任される。

- 一 異動による転出
- 二 解職
- 三 長期にわたる出張、病気による欠勤その他の理由により、その職務を行うのに不相当と認められるとき
- 四 法、法に基づく命令若しくはこの規程に違反し、又はその職務を行わせることが保安の確保上不相当と認められるとき

第3章 保安に係る教育及び訓練

(保安業務監督者の資格)

第H条 保安業務監督者には、ガス主任技術者免状を有する者又は次の各号に掲げる科目について保安業務の監督に必要な知識を有する者のうちから選任する。

- 一 ガス事業関係法令（保安に関するものに限る。）
- 二 ガスに関する物理及び化学理論
- 三 周知、調査その他の保安業務に関する技術
- 四 ガス器具の構造及び機能

(調査員の資格)

第I条 調査に関する業務に従事する者（以下「調査員」という。）には、一般社団法人日本ガス協会が行う消費機器調査員資格認定制度に基づく認定を受けた者又はこれと同等以上の知識及び技能を有する者をもって充てる。

(保安業務に係る教育及び訓練の実施)

第J条 保安業務に従事する者に対し、日常の業務を通じて保安に係る教育及び訓練を行うほか、毎年作成する計画により保安に係る教育及び訓練を実施する。ただし、消費機器事故等の処理に携わる者に関するものについては本条のほか次条に、調査若しくは周知に関する業務（第L条において「調査業務等」という。）に従事する者又は電話窓口業務に従事する者に関するものについては本条のほか第L条に、対策本部に供出することを予定している者に関するものについては本条のほか第O条に、それぞれ定めるところによる。

2 保安業務に関する教育及び訓練の内容は、原則として次の各号に定めるものとし、対象者に応じて必要な教育及び訓練を実施する。

- 一 保安業務に関する知識及び技能の習得向上に関する事項
- 二 保安業務に従事する者としての基本的心構えその他保安意識の徹底強化に関する事項
- 三 災害その他非常の場合にとるべき措置に関する事項
- 四 消防法（昭和23年法律第186号）に関する知識その他火災予防に関する事項
- 五 その他保安に関し必要な事項

(消費機器事故等の処理に携わる者に対する教育及び訓練の実施)

第K条 消費機器事故等の処理に携わる者に対し、毎年作成する計画により教育及び訓練を実施する。

2 前項の教育及び訓練の内容は、原則として次の各号に定める事項とする。

- 一 消費機器事故等に対する措置に関する知識及び技能の習得向上に関する事項
- 二 消費機器事故等の処理に携わる者としての基本的心構えその他保安意識の徹底強化に関する事項
- 三 その他消費機器事故等を適正に処理するために必要な事項

(ガス漏えい及び導管事故等の覚知に係る教育及び訓練の実施)

第L条 調査業務等又は電話窓口業務に従事する者に対し、毎年作成する計画により、ガス漏えい及び導管事故等を覚知し、又は需要家からその事実を通知された際にとるべき行動に関する教育及び訓練を実施する。

2 前項の教育及び訓練の内容は、原則として次の各号に掲げる事項とする。

- 一 ガス漏えい及び導管事故等を覚知し、又は需要家からその事実を通知された場合において、当社のガス小売事業の用に供するためのガスに係る託送供給を行う一般ガス導管事業者（以下単に「一般ガス導管事業者」という。）に対する通報に関する事項
- 二 ガスメーターコックの閉止方法に関する事項
- 三 マイコンメーター（ガスが流入している状態において、災害の発生のおそれのある大きさの地震動、過大なガスの流量又は異常なガス圧力の低下を検知した場合に、ガスを速やかに遮断する機能を有するものをいう。以下同じ。）の復帰方法に関する事項
- 四 その他ガス漏えい及び導管事故等に関する一般ガス導管事業者との連携及び協力に関し必要な事項